

第2章 新規性・創作非容易性

第1節 新規性

1. 概要

意匠法第3条第1項は、意匠登録出願前に日本国内又は外国において、公然知られた意匠（第1号）や、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠（第2号）（以下、これらをまとめて「公知意匠」という。）に加え、これらの公知意匠に類似する意匠（第3号）についても、意匠登録を受けることができない旨を規定している。

意匠制度は、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とするものであることから、意匠登録の対象となる意匠は、新しい創作がなされたものでなければならない。同項は、この要件を客観的に認定するために設けられた規定である。

この節では、出願された意匠の新規性の判断について取り扱う。

2. 新規性の判断

2.1 新規性の判断の基礎となる考え方

審査官は、出願された意匠が新規性を有しているか否かを判断するにあたり、出願された意匠と公知意匠（注）とを対比し、その結果、両意匠が同一であると認められる場合は、出願された意匠が新規性を有していないと判断する。加えて、両意匠の間に差異点がある場合であっても、両意匠が類似すると認められる場合は、同様に、出願された意匠が新規性を有していないと判断する。

意匠が類似するか否かの判断（以下、「類否判断」という。）は、以下 2.2「類否判断」に記載のとおり行う。

なお、新規性の判断の根拠とする資料については、本章第3節「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」2.「判断の根拠とする資料」を参照されたい。

（注）刊行物に記載される等して公知となった物品等に係る意匠はもちろんのこと、その物品等の中に含まれる、その物品等とは非類似の物品等に係る意匠（例えば部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を認識できるものについては、新規性の判断の基礎とする資料として取り扱う。ま

た、意匠公報に掲載された物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において、意匠に係る物品等の具体的な形状等を識別できるものについても同様に、新規性等の判断の基礎とする資料として取り扱う。

2.2 類否判断

以下に説明する意匠の類否判断の手法は、意匠審査における客観的な類否判断を担保するために必要な意匠的特徴、すなわち、意匠の美感を形成する要素の抽出方法と、その対比方法に関する基本的な考え方を示したものである。

2.2.1 判断主体

類否判断の判断主体は、需要者（取引者を含む）である。

新規性の判断における類否判断の判断主体については、意匠法の条文上規定がなされていない。しかしながら、登録意匠の範囲を規定する意匠法第24条第2項において、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されていることから、新規性の判断における類否判断の判断主体も、同様に需要者（取引者を含む）とする。また、同規定でいう「需要者」は、取引者を含む概念であることから、ここでは「需要者（取引者を含む）」としており、物品の取引、流通の実態に応じた適切な者とする。

類否判断は、人間の感覚的な部分によるところが大きいですが、その判断を行う際は、創作者の主観的な視点を排し、需要者（取引者を含む）が観察した場合の客観的な印象をもって判断する。

2.2.2 類否判断の手法

意匠は、物品等と形状等が一体不可分のものであるから、対比する両意匠の意匠に係る物品等が同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

したがって、審査官は、対比する両意匠が以下の全てに該当する場合に限り、両意匠は類似すると判断する。

なお、物品、画像、建築物の各意匠の間においても、対比する両意匠が以下の全てに該当する場合は、両意匠は類似すると判断する。

（１）出願された意匠が物品等の全体について意匠登録を受けようとするものである場合

- ① 出願された意匠と公知意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であること
- ② 出願された意匠と公知意匠の形状等が同一又は類似であること

なお、上記①及び②がいずれも同一の場合、両意匠は同一と判断する。

(2) 出願された意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合

- ① 出願された意匠と公知意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であること
 - ② 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の用途及び機能が同一又は類似であること
 - ③ 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲とが、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること
 - ④ 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の形状等が同一又は類似であること
- (注)「その他の部分」の形状等のみについては対比の対象とはしない。

なお、上記①から④が全て同一の場合、両意匠は同一と判断する。

2.2.2.1 意匠の類否判断の観点

審査官は、次の(ア)から(キ)の観点により、類否判断を行う。

- (ア) 対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断
(→2.2.2.2 参照)
- (イ) 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定 (→2.2.2.3 参照)
- (ウ) 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定 (→2.2.2.4 参照)
- (エ) 対比する両意匠の形状等の認定 (→2.2.2.5 参照)
- (オ) 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の認定 (→2.2.2.5 参照)
- (カ) 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の個別評価 (→2.2.2.6 参照)
- (キ) 総合的な類否判断 (→2.2.2.7 参照)

2.2.2.2 対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断

対比する両意匠の意匠に係る物品等の使用の目的、使用の状態等に基づき、意匠に係る物品等の用途及び機能を認定する。

意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とする。

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合も同様であり、例えば、カメラのグリップ部分について意匠登録を受けようとする意匠が意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品等に係る意匠となる。

上記の「意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であること」の判断は、物品等の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性があれば物品等の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

意匠に係る物品等の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しない。

2.2.2.3 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の、当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

2.2.2.4 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の、当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の当該物品等全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

なお、位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

2.2.2.5 対比する両意匠の形状等の認定及び形状等の共通点及び差異点の認定

(1) 肉眼による観察

観察は、肉眼による視覚観察を基本とする（ただし、肉眼によって認識できないものであっても、取引の際、拡大観察することが通常である場合には、肉眼によって認識できるものと同様に扱う。）。

これは、通常物品等は肉眼によって観察され、肉眼によって認識することのできる形状等全体からなる美感が、その意匠に係る物品等の選択・購入を左右するからである。なお、意匠に係る物品等の全体の形状等は肉眼によって認識することができるが、一部の形状等は微細なために肉眼によっては認識できない場合には、審査官は肉眼によって認識できる形状等のみを意匠の形状等として認定し、類否判断を行う。

(2) 観察方法

類否判断は、意匠に係る物品等を観察する際に通常用いられる観察方法により行う。

例えば、購入の際にも使用時にも実際に手に持って視覚観察する筆記具の意匠の場合は、意匠全体を同じ比重で観察するが、通常の設置状態では背面及び底面を見ることのないテレビ受像機の意匠の場合は、審査官は主に正面、側面、平面方向に比重を置いて観察する。

(3) 形状等の認定

審査官は両意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等（意匠を大づかみに捉えた際の骨格的形状等、基本的構成態様ともいう。）及び各部の形状等を認定する。

(4) 形状等における共通点及び差異点の認定

審査官は両意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）及び各部の形状等における共通点及び差異点を認定する。

出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分のそれぞれの全体の形状等及び各部の形状等について共通点及び差異点を認定する。ただし、「その他の部分」の形状等については直接共通点及び差異点を認定しない。

2.2.2.6 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の個別評価

両意匠の各共通点及び差異点における形状等に関し、審査官は以下の（1）その形状等を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価と、（2）先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価を行う。

各共通点及び差異点における形状等が（１）及び（２）の観点からみてどの程度注意を引くものなのかを検討することにより、各共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさを判断する。

（１）対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価

両意匠の各共通点及び差異点における形状等が、対比観察した場合に注意を引く部分か否か及びその注意を引く程度は、①その部分が意匠全体の中で占める割合の大小、及び②その部分が意匠に係る物品等の特性からみて視覚的印象に大きな影響を及ぼす部分かにより、認定及び評価を行う。

なお、具体的な評価方法及び評価結果は個別の意匠ごとに異なるが、一般的には以下のとおり。

（a）意匠全体に占める割合についての評価

出願された意匠と公知意匠の共通点あるいは差異点に係る部分について、その大きさが意匠に係る物品等全体に占める割合が大きい場合には、小さい場合と比較して、その部分が注意を引く程度は大きい。

意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）は、意匠の骨格ともいえるものなので、視覚的印象に与える影響は、通常最も大きい。

（b）物品の大きさの違いについての評価

両意匠の意匠に係る物品等自体の大きさ（説明の記載がない場合に認定する通常の大さの範囲を含む。）が異なっていたとしても、それが物品等の用途及び機能の認定に影響を及ぼさない限り、その違いは、強く注意を引くものとはならない。

（c）物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価

意匠には、視覚観察を行う場合に観察されやすい部分、観察されにくい部分が存在する。両意匠の共通点及び差異点における形状等が観察されやすい部分の形状等であれば、注意を引きやすいといえる。

観察されやすい部分は、意匠に係る物品等の用途（使用目的、使用状態等）及び機能、その大きさ等に基づいて、（１）意匠に係る物品等が選択・購入される際に見えやすい部位か否か、（２）需要者（取引者を含む）が関心を持って観察する部位か否かを認定することにより抽出する。

ただし、このようにして抽出される部分であったとしても、その形状等が機能的必然性のみに基づくものであった場合には、意匠的特徴としては考慮しない。

(d) 物品等の内部の形状等の評価

意匠は、意匠に係る物品等を観察する際に目に付きやすい部位の形状等を中心に比較されるべきであるから、類否判断においては、通常の使用状態において目にすることのない内部の形状等は、意匠の特徴として考慮しない。他方、通常の使用状態において内部の形状等を観察するものについては、使用時に目に付きやすい形状等が注意を引きやすい部分となる。

例えば、冷蔵庫の意匠の場合、扉を開けた状態も使用時の形状等である一方、冷蔵庫の用途及び機能は、扉を閉めた状態で内部に食品等を冷却保管するものであるから、通常は、扉を閉めた状態で視覚観察されるものであるといえる。よって、このような場合は扉を閉じた状態の外観が注意を引く程度は内部の形状等のそれよりも大きい。一方、人が内部に入って使用する浴室の意匠等の場合には、内部の形状等が注意を引く部分となる。

(e) 流通時にのみ視覚観察される形状等の評価

使用時・設置時にはその一部が目に触れないような物品等（例えば、一部が土に埋まるフェンスや、壁や天井に一部が埋め込まれる照明器具等）の場合、流通時にのみ視覚観察される部位が注意を引く程度は、原則として、その他の部位よりも小さい。

ただし、その他の部位における形状等が、ありふれた形状等であるなど意匠全体の美感に与える影響が小さいような場合には、相対的に、流通時にのみ視覚観察される部位の意匠全体の中での重要度が上がり、意匠全体での最終的な判断の際に類否を左右する場合もある。

(2) 先行意匠群との対比に基づく評価

出願された意匠と公知意匠の各共通点及び差異点における形状等が、先行意匠群と対比した場合に、注意を引きやすい形状等か否かを評価する。形状等が注意を引きやすいものか否かは、同じ形状等を持つ公知意匠の数や、他の一般的に見られる形状等とどの程度異なった形状等であるか、又その形状等の創作的価値の高さによって変わる。

(a) 先行意匠調査を前提とする共通点の評価

出願された意匠と公知意匠の各共通点における形状等が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様であった場合には、その形状等は特徴的な形状等とはいえない

い。したがって、他の先行意匠においても見られる形状等ではあるが、ごく普通に見られるありふれた態様とはいえない場合と比べて、その形状等が注意を引く程度は小さい。

いずれの場合も、ありふれた形状等や、公然知られた形状等を単純に除外することはしない。

(b) 先行意匠調査を前提とする差異点の評価

出願された意匠と公知意匠との対比によって認定される各差異点における形状等が、他の先行意匠には見られない新規な形状等であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形状等は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものである。各差異点における形状等が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様である場合は、その形状等は、強く注意を引くものとはなり得ない。ただし、ありふれた形状等や公然知られた形状等の組合せによっては、その組合せの態様が、注意を引く場合もある。

(3) 機能的意味を持つ形状等及び材質に由来する形状等の取扱い

機能的意味を持つ形状等及び材質に由来する形状等について、一般的には以下のように扱う。

(a) 機能的形状の評価

機能的な要求の実現に造形的な自由度があり、その形状でなければならない必然性がない場合の形状については、その造形的な特徴を考慮する。ただし、物品等の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠法が本来保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与することになるため、保護しない（意匠法第5条第3号）。

また、視覚に大きな影響のない僅かな形状の相違について、その相違が機能に大きく関わっていても、ことさら重要視しない。

(b) 物品等の機能面からの要求を加味して構成された模様の評価

単に装飾を目的とする模様（例えば、食卓用皿の表面に付される模様。）に加え、近年、シートキーやタッチパネルなど、入力・操作部の態様が凹凸の立体形状を伴わない平面的な図形等として構成される例が多くなってきている。このような意匠に係る物品等との関係において一定の機能を有する模様についての意匠的な特徴の評価は、その模様が有する意味、すなわち、何を意図した模様なのか、物品等の用途及び機能との関係においてどのよう

な機能を担う模様なのか、という点を理解した上で行うものであり、形状の場合と同様に評価する。

(c) 材質から生じる模様及び色彩の評価

意匠の構成要素として真に考慮すべき模様及び色彩は、創作者の創作行為に基づいて表された模様及び色彩であるが、願書に添付した図面等に表された意匠が、意匠に係る物品等を製造等する際に通常用いられる材質そのままの模様・色彩をもって表されていると認められる場合、その模様・色彩はその意匠の属する分野においてはありふれたものであるから、その模様・色彩が意匠全体の美感に与える影響は極めて小さい。

2.2.2.7 総合的な類否判断

両意匠の形状等における各共通点及び差異点についての個別評価に基づき、意匠全体として両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。

意匠は、全体が有機的なつながりを持って結合されたものであるから、各共通点及び差異点を個別に評価するだけでは、類否を判断することはできない。各形状等の組合せにも注意しつつ共通点及び差異点を総合的に検討した場合に、それら共通点及び差異点が意匠全体の美感の類否に対し、どのような影響を与えているかを評価しなければならない。

基本的な考え方は以下のとおり。

(1) 共通点及び差異点についての総合判断

ある共通点又は差異点が類否判断をする上で最も重要な要素となるか否かは、他の共通点及び差異点との相対的な関係で決まる。ある共通点又は差異点が類否判断に与える影響の大きさを考えるとき、他の共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響が小さければ、その共通点又は差異点が類否判断に与える影響は相対的に大きいものとなる。他方、意匠全体の美感に与える影響が同程度、あるいはより大きな共通点又は差異点が他にある場合には、その共通点又は差異点が類否判断に与える影響の大きさは、相対的に小さくなる。

(2) 意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）

意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）は、意匠の骨格ともいえるものであって、視覚を通じて起こさせる美感への影響が最も大きい。よって、意匠が類似するためには、原則として、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）が共通することが必要である。

ただし、出願された意匠と公知意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）に差異点があったとしても、いずれもありふれた形状等であって、かつ、各部の形状等における共通点が顕著であるような場合には、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）における差異を超えて両意匠が類似する場合もある。

例えば、模様付きの直方体型包装用箱において、箱全体の縦、横、高さの比率が異なる2つの意匠があった場合、いずれも包装用箱の比率としてはありふれていて注意を引くものではなく、かつ、共通する模様が特徴的で強く注意を引くものと認められるならば、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）における差異（箱全体の縦、横、高さの比率）を超えて、両意匠は類似することがある。

各部の形状等における差異点についても類否判断に与える影響の大きさが小さい場合には、共通する意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）がありふれたものであっても、なお、その意匠の中で最も類否判断に与える影響が大きいものとなり、両意匠が類似する場合もある。

また、公知又は周知の形状等を寄せ集めた意匠であったとしても、その組合せの態様が新規であって、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）として新規である場合には、その組合せによる意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）が新規な形状等として評価される。

（３）出願に係る意匠中に用いられた公知の形状等

出願意匠中に用いられた公知の形状等が類否判断に与える影響の大きさは、新規な形状等に比べて一般的に小さくなるが、意匠は全体が有機的な結合によって成立するものであるから、共通点又は差異点における形状等が公知の形状等であったとしても、その共通点又は差異点を単純除外して、その他の共通点及び差異点のみについて判断することはしない。

公知の形状等の組合せが新規である場合は、その組合せに係る態様を評価する。

（４）意匠の構成要素間の関係

意匠の構成要素である形状、模様、色彩のうち、どの構成要素が類否判断に大きな影響を与えるかは、一概には言えず、先行する公知意匠群との関係において、最も特徴が大きく注意を引くものが類否判断に与える影響が大きいといえる。

しかしながら、形状及び模様は、人知に基づく創作を必要とする場合が多いのに比し、色彩はそれが模様を構成しない限り、創作というよりも選択と形容するのが適当であって、色彩のみを変更した多数の製品バリエーションが通常用意されていることから、色彩は形状及び模様よりも注意

を引きにくいといえる。したがって、一般的に色彩は、形状及び模様よりも類否判断に与える影響が小さい。

（５）同一の物品等の分野における既存の類否判断事例との関係

一般に、対比する２つの意匠の共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさについての評価が、同一の物品等の分野の既存の判断事例と同様の場合には、既存の類否判断事例と同様の結果となる。

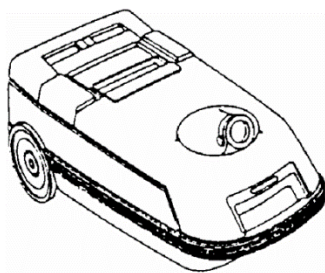
しかし、意匠の類否判断は、その他の部分を含む意匠全体について行うものであるため、対比する２つの意匠が、既存の判断事例と同様の共通点あるいは差異点を有していたとしても、それらが物品等の特性等からみて、意匠全体の中で注意を引く部分における共通点又は差異点なのか否かの認定、及びその注意を引く程度についての評価は、常に同じというわけではない。また、先行公知意匠は日々累積されるものであるので、当該先行公知意匠群との対比に基づく評価は常に同じというわけではない。

このように、同様の共通点・差異点を有していても、それらが類否判断に与える影響の大きさについての評価は常に同じとは限らないことから、同一の物品等の分野における既存の類否判断事例であっても、その結論のみを別の事例に単純には適用しない。

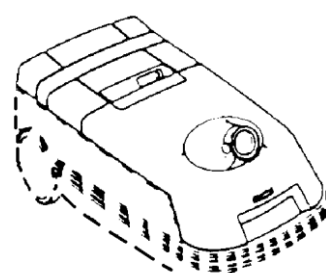
2.2.2.8 公知意匠に類似する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の例

【事例１】

公知意匠
「電気掃除機本体」

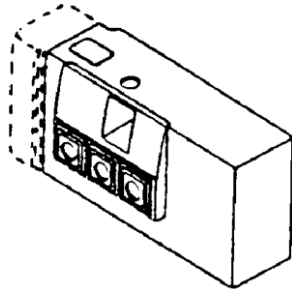


出願された意匠
「電気掃除機本体」

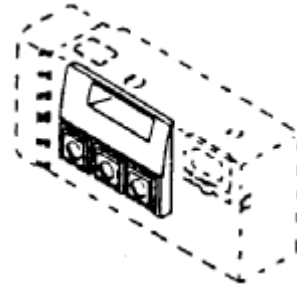


【事例2】

公知意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の意匠(部分))

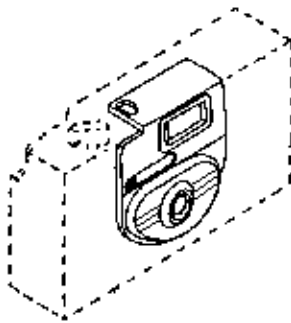


出願された意匠
「カメラ」



【事例3】

公知意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の意匠(部分))

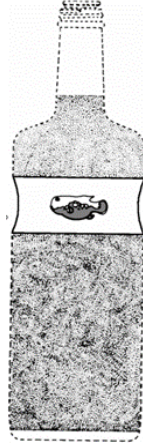


出願された意匠
「ファインダー付カメラ用レンズ」

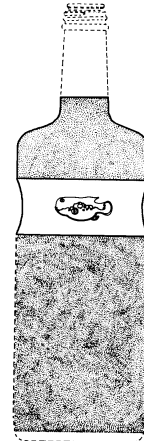


【事例4】

公知意匠
「包装用びん」
(意匠公報掲載の意匠(部分))

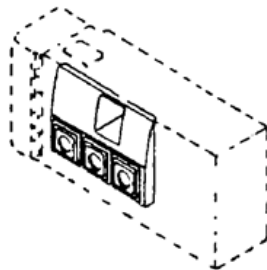


出願された意匠
「包装用びん」

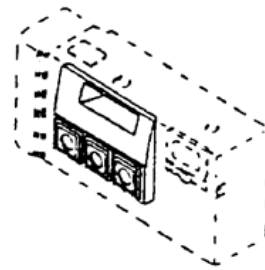


【事例5】

公知意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の意匠(部分))

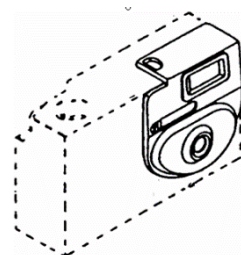


出願された意匠
「カメラ」



【事例6】

公知意匠
「デジタルカメラ」
(意匠公報掲載の意匠(部分))



出願された意匠
「デジタルカメラ」

